

中小企業を含めた職業性胆管がんの実態調査を求める意見書

厚生労働省は大阪の印刷事業所での胆管がんの発生を受けて、全国561の事業所を対象として一斉検査を行いました。その結果、561事業所のうち有機溶剤中毒予防規則（急性の有機溶剤中毒を予防する観点からの規制）の規制対象物質を使用していた事業者は383箇所（77.5%）で、がんの原因物質と推測されるジクロロメタンを使用している事業所は152箇所、1,2-ジクロロプロパンを使用している事業所は10箇所あったと発表しました。

しかしながら、これらの物質を使用していたのは印刷業界だけではありません。海外では印刷業界以外の化学工業、繊維工業等でも職業性と推測される胆管がんの発症が指摘をされています。

そこで、以下3点の急速な対応を求めます。

記

- 1 今回の調査で発覚した局所排気装置の未設置、有機溶剤濃度検査の未実施等の事業者が確実に省令遵守を行えるよう、指導及び助成を行い事業者に働きかけを行うこと。
- 2 被害拡大を防ぐための実態調査により、有機溶剤と胆管がんの関連性の早期解明に努めること。
- 3 中小企業を含めた印刷・金属製品製造・化学工業への調査も実施し対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成24年10月15日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛